

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2021年2月号 | No. 02/2021

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。「PCT 最新情報 (PCT Information Update)」の詳細、「PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)」、「PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)」及び「PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)」につきましては英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際出願の電子出願及び処理

受理官庁としての国際事務局による PCT-SAFE を利用して提出される国際出願の受理停止

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) は (ePCT 出願及び EPO オンライン出願を利用して提出される国際出願をすでに受理していますが)、2021年7月1日をもって、PCT-SAFE ソフトウェアを利用して電子形式で提出される国際出願の受理を停止する旨を公表しました。

PCT-SAFE を利用して RO/IB に出願する出願人は非常に少なくなっており、大半の出願人は、多くのメリットを享受できる ePCT 出願に移行しています。PCT-SAFE の主な欠点は、ユーザのコンピューターにソフトウェアのインストールが必要な点です。また、願書様式を構成しているデータは、インストール済みのソフトウェアのバージョンのデータに限り照合されて検証が行なわれるため、最新版のインストールが頻繁に必要な点も挙げられます。一方、ePCT 出願では、全ての手続の検証や手数料の計算は即時に実行され、最新の PCT 関連データを保管する IB のデータベースに照合して確認が行われます。ePCT は、出願後の国際出願の管理も容易にしてくれます。これらの利点から、RO/IB に出願する PCT-SAFE ユーザの皆様には、早急に ePCT 出願を利用開始されるようお勧めします。以下のリンクの PCT 電子サービス (PCT eServices) ヘルプページには、ePCT を利用して出願するための ePCT スタートガイドをはじめとする豊富な情報が掲載されています。

<https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4>

また PCT ニュースレター 2021 年 1 月号に掲載された実務アドバイスでは、PCT-SAFE から ePCT 出願への移行について詳述しています。以下のリンクからご一読下さい。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2021/1_2021.pdf#page=6

なお、RO/IB は同日をもって、CD-R や DVD-R を用いたオフライン形式での出願の受理も停止することになりました。ただし、RO/IB に国際出願する際に電子システムの障害が生じた場合には、出願人は緊急用アップロードサービスや物理媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により (又は他の受理官庁を利用して) 書類を提出可能な点にご留意下さい。

PCT 出願人の手引、付属書 C (IB) は、当該情報を追加し更新されました。

国際事務局は、未だ PCT-SAFE による出願を受理している少数の官庁に対して引き続き PCT-SAFE 出願を希望する出願人向けに、本ソフトウェアの管理と更新を継続していく予定です。

近日予定されている PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

RO/IB 及び国際事務局に関連する通知の最新/更新情報

電子形式による国際出願の提出における RO/IB の要件や実務対応を詳述する最新の通知、並びに国際出願に関する電子形式による通知、通信、書簡、又はその他の書類の受領における国際事務局の要件に関する新規の通知に記載された事項は、2021 年 7 月 1 日に発効予定です。双方の通知は、2021 年 2 月 11 日に発行された公示 (PCT 公報) に掲載されました。以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf#page=22

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁)

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2 (a) に従い、欧州特許庁は、2020 年 12 月 23 日水曜日中央ヨーロッパ時間の 8 時 20 分から 18 時 45 分まで、(当該官庁が認めた電子的な通信手段の一つの) 新規オンライン出願 (CMS) に不通が発生したことを国際事務局に通知しました。上述したサービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載された適用状況に従っていることが条件となります。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices20.pdf#page=251

不通に関する情報は、EPO ウェブサイトに掲載されました。

<https://www.epo.org/service-support/availability-of-online-services/2020.html>

PCT 特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) 試行プログラム

カナダ知的所有権庁及び欧州特許庁による PCT-PPH プログラムの公式化

カナダ知的所有権庁及び欧州特許庁 (EPO) 間による二方向 PCT-PPH 試行プログラムは、2015 年 1 月 6 日から 2021 年 1 月 5 日まで実施されました。今般、当該合意は、2021 年 1 月 6 日から無期限で延期されました。

本試行プログラムでは、ISA/IPEA としての資格において一方の官庁が作成する、国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) からの肯定的な見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求項が少なくとも一つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、カナダの国内段階若しくは EPO に対する広域段階で早期審査を利用することが可能になります。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03890.html>

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/12/a137.html>

PCT 様式

特定の言語を対象とした様式 PCT/IB/306 (変更の記録の通知) の変更

2021 年 2 月 1 日から、所定の状況における様式 PCT/IB/306 (変更の記録の通知) の言語に関する表示が変更になりました。

リマインドになりますが、出願人の名義、氏名若しくは名称、住所、国籍又はあて名、或いは代理人、共通の代表者又は発明者の名義、氏名若しくは名称又はあて名に変更がある場合、出願人又は受理官庁は、PCT 規則 92 の 2.1 に基づく変更を記録するよう国際事務局 (IB) に請求しなければなりません。変更の記録に必要な署名の要件を満たしていることを条件に、IB は、出願人と関係する PCT 官庁や機関に変更の記録を知らせる目的で様式 PCT/IB/306 を発出し、国際出願の一件書類が修正されます。

様式 PCT/IB/306 の変更は、第 1 欄 (当初の記録に記載されている表示) と第 2 欄 (記録された新規の表示) の表示に関するものです。修正版では、アラビア語、中国語、日本語、韓国語とロシア語によるラテン語以外の言語で提出される出願に関しては、英語と上記の該当する言語と両言語によって表示されることとなります。この修正は、非ラテン文字が使用される官庁や機関において、記録された変更をそれぞれのシステムへ適切に取り込むことを助ける目的があります。新規の様式の英語と日本語による記入例は、右の通りです。

PATENT COOPERATION TREATY		PCT/JP2021/XXXXXX	
From the INTERNATIONAL BUREAU			
PCT		To:	
NOTIFICATION OF THE RECORDING OF A CHANGE		KOKUSAI, Taro 1-1, Nishishimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 1050003 Japan	
(PCT Rule 92bis.1 and Administrative Instructions, Section 422)			
Date of mailing (day/month/year) 01 February 2021 (01.02.2021)	IMPORTANT NOTIFICATION		
Applicant's or agent's file reference PCT2021XXXX	International filing date (day/month/year) 15 January 2021 (15.01.2021)		
International application No. PCT/JP2021/XXXXXX			
1. The following indications appeared on record concerning:			
<input type="checkbox"/> the applicant <input type="checkbox"/> the inventor <input checked="" type="checkbox"/> the agent <input type="checkbox"/> the common representative			
Name and Address KOKUSAI, Taro 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan 国際太郎 〒1000013 日本国東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号		State of Nationality JP	State of Residence JP
		Telephone No. 03-3592-01001	Facsimile No.
		E-mail address Kokusai.Patente@email.co.jp	
2. The International Bureau hereby notifies the applicant that the following change has been recorded concerning:			
<input type="checkbox"/> the person <input type="checkbox"/> the name <input checked="" type="checkbox"/> the address <input type="checkbox"/> the nationality <input type="checkbox"/> the residence			
Name and Address KOKUSAI, Taro 1-1, Nishishimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 1050003 Japan 国際太郎 〒1050003 日本国東京都港区西新橋 1 丁目 1 番 1 号		State of Nationality JP	State of Residence JP
		Telephone No. 03-3581-0001	Facsimile No.
		E-mail address <input type="checkbox"/> Notifications by e-mail authorized	
3. Further observations, if necessary:			
4. A copy of this Notification has been sent to:			
<input checked="" type="checkbox"/> the receiving Office		<input type="checkbox"/> the designated Offices concerned	
<input type="checkbox"/> the International Searching Authority		<input type="checkbox"/> the elected Offices concerned	
<input type="checkbox"/> the Authority(ies) specified for supplementary search		<input type="checkbox"/> other:	
<input type="checkbox"/> the International Preliminary Examining Authority			
The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland		Authorized officer e-mail pct.team7@wipo.int Telephone No. +41 22 338 74 07	

Form PCT/IB/306 (revised January 2020)

他の言語による出願に関しては、上記の様式の表示は引き続き英語又は仏語になる点にご留意下さい。

PCT 最新情報

BG: ブルガリア (代理人に関する要件)

CU: キューバ (手数料)

DE: ドイツ (委任状の放棄、委任状が要求される特定の事例)

GB: 英国 (代理人に関する要件、国内段階移行に関する特別な要件)

IB: 国際事務局 (電子出願)

受理官庁としての国際事務局 (IB) が、PCT-SAFE ソフトウェアを利用した電子形式による国際出願の受理を停止する旨のお知らせは、上記「国際出願の電子出願及び処理」をご参照下さい。

NO: ノルウェー (手数料)

PE: ペルー (国際出願の写しの部数)

SD: スーダン (電子メールアドレス)

TZ: タンザニア (所在地、電話番号と電子メールアドレス)

VN: ベトナム (国内段階移行に関する特別な要件)

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料 (オーストラリア特許庁、スウェーデン知的所有権庁)

補充国際調査及び国際予備審査に関する手数料 (スウェーデン知的所有権庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT リーガルテキスト インデックス

PCT リーガルテキスト インデックスでは、条文、規則、実施細則、様式や様々な PCT ガイドラインの参照を提供しています。当該インデックスが、2020 年 7 月 1 日付けで発効したリーガルテキストの参照を追加して更新されました。以下のリンクから、英語でご利用可能です。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf

日本語による願書及び国際予備審査請求書の様式

願書 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書 (PCT/IPEA/401) の日本語版の様式が修正されました。それぞれ以下のリンクからご利用下さい。

https://www.wipo.int/pct/ja/forms/request/ed_request.pdf (願書)

https://www.wipo.int/pct/ja/forms/demand/ed_demand.pdf (国際予備審査請求書)

変更は、願書様式の第 X 欄と国際予備審査請求書様式の第 VII 欄に関する事項で、どちらも出願人、代理人又は共通の代表者の署名に関するものです。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の最新情報: PCT 制度

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 関連の最新情報: PCT 制度」の PCT ウェブページでは、当感染症の世界的流行に伴い国際事務局 (IB) が講じる措置に関する情報、並びに可能な救済措置やベストプラクティスに関する情報も提供しています。現状の情報をまとめた一覧が追加され、ウェブページが拡張されました。以下のリンクからご覧下さい。

https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/covid_update.html

当該情報は PCT 公開 10 言語全てでご利用できます (英語以外の言語はページ右上から選択可能です)。

WIPO PROOF の PCT 公開 10 言語による提供

WIPO は 2020 年 5 月に、WIPO PROOF (<https://wipoproof.wipo.int/wdts/>) を開始しました。このサービスは、オンラインでの新しいビジネスサービスであり、ある知的財産がある特定の時点で実在し、所有されていたことを証明するための改ざん防止機能を備えた証拠を作成することができます (PCT ニュースレター 2020 年 6 月号の 2 ページをご参照下さい)。この度、本サービスが PCT 公開 10 言語 (アラビア語、中国語、英語、仏語、日本語、韓国語、独語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語) で提供できるようになりました。WIPO PROOF が多言語で提供可能なことで、そのサービスをグローバルに活用することができます。そして重要な点としてその証明が、国際紛争に係るリスクの一部を軽減するのに役立つ場合があることです。世界最大の管轄区域で使用される多くの言語で証拠書類を提供することにより、WIPO PROOF は紛争解決の議論に伴うコスト、検証や時間を削減する手助けとなるでしょう。詳細は以下のリンクをご参照下さい。

https://www.wipo.int/wipoproof/en/news/2021/news_0001.html

実務アドバイス

国際出願の取下げを行う際のベストプラクティス

Q: 当方はある国際出願の代理人です。出願の取下げを行い、国際出願の公開を回避するよう出願人から指示されました。(特に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行中の現状で) 取下げを行う最善の手段は何でしょうか？

A: PCT 規則 90 の 2.1 に基づき国際出願を取り下げ、その公開を回避するためには、国際事務局 (IB) が、その対象となる公開の技術的な準備が完了する前に、その出願の取下げの通知を受領する必要があります (PCT 規則 90 の 2.1(c))¹。しかし、どのような状況であったとしても、できる限り速やかに取下げの通知を提出するようお勧めします。

通常、そして特に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行中の現状で、出願の取下げを行う際には、以下のオプションを推奨しています。どちらも ePCT を利用して行うものです。

¹ 技術的な準備は通常、公開日 (優先日から 18 か月の経過後でできる限り速やかに実施されます) の 15 日前に完了します。取下げの通知は、IB が署名に関する要件の確認と取下げの処理ができるよう十分な時間をもって IB に到達すべきです。公開 15 日前の期間の少なくとも 2 就業日前の到達が望ましいでしょう。

- オプション 1: ePCT アクション機能による「国際出願の取下げ」(“Withdraw International Application”)の利用、又は
- オプション 2: 「ドキュメントアップロード」(“Upload Documents”)機能の利用。

WIPO ユーザアカウント (WIPO Account) (同一の WIPO ユーザアカウントで、ePCT をはじめとする WIPO のオンラインサービス全てが利用可能) をまだ作成されていない場合には、ePCT の利用にはユーザアカウントの作成が必要となります。以下のリンクから、オンラインでの簡単なユーザアカウントの作成ページの指示に従って作成できます。

<https://www3.wipo.int/wipoaccounts/generic/public/register.xhtml?lang=ja>

強く推奨される ePCT アクション機能の「国際出願の取下げ」を利用するためには、国際出願へのアクセス権 (“eOwnership”) も必要となります。ePCT から関係する国際出願を行ったのであれば、その出願手続の過程で、その出願へのアクセス権がシステム内で自動的に付与されます。一方、別の手段で国際出願した場合には、ePCT にログインしてアクセス権を申請し、eOwnership の請求を IB に提出することもできます。これには、高度な認証で安全が確保された WIPO ユーザアカウントを使用して ePCT にログインする必要があります。この手続の際に疑問点があるときは、PCT 電子サービス (PCT eServices) ヘルプページ上の “eOwnership, eHandshakes and Access Rights” を、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=693>

オプション 1: 「国際出願の取下げ」 ePCT アクション機能 (強く推奨)

ePCT にてご自分の国際出願へのアクセス権を持つと、「国際出願の取下げ」アクション機能が選択できます。その機能を選択すると、システムは自動的に取下げの通知を作成し、あとは署名をするのみとなります。また、この機能を利用するメリットの一つは、もし国際公開に向けた技術的な準備がすでに完了している際にはシステムが警告を発することです。この場合には、出願を取り下げても国際公開を回避することはできません。この警告を受けることにより、出願人は取下げの請求をそのまま進めるのか否かを、十分な情報を得た上で決定することができます。当該機能を使って国際出願の取下げを IB に請求する方法の詳細は、以下のリンクの PCT 電子サービス(PCT eServices)ヘルプページに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=869>

オプション 2: ePCT ドキュメントアップロード機能 (推奨)

関係する国際出願へのアクセス権をまだ持っておらず、それを申請せずに国際出願を取り下げたいのであれば、ドキュメントアップロード機能を使って IB に取下げの通知を提出することができます。国際出願番号とその国際出願日に基づいて、高度な認証なしであっても (ユーザ名とパスワードのみで WIPO ユーザアカウントにログインする方法で) ePCT で書類をアップロードすることも可能です。その際には、十分注意して、正しいドキュメントタイプ「国際出願の取下げ」を選択し、記入済みの様式 PCT/IB/372 (取下げの通知) の PDF 版 (編集可能な様式が PCT ウェブサイト <https://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/index.htm> から利用可能)、又は取下げを請求する旨の書簡を添付して下さい。ドキュメントアップロード機能に関する詳細は、以下のリンクをご覧ください。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=820>

アクション機能「国際出願の取下げ」又はドキュメントアップロード機能のいずれかを經由して、取下げの通知が ePCT システム内に届くと同時にその通知は IB の処理システムで即時に読み込まれ、IB により処理されるまで公開は保留にされます。なお、取下げの通知（又は書簡）に、取下げの通知は、国際公開が回避可能な期間内にその通知が IB によって受領されることを条件とする旨を記載することができる点にもご留意下さい。

取下げの通知を IB に送付する別の手段（推奨されない手段であるため、できれば上記二つのオプションが利用できない場合の限定的な利用）

ePCT を利用する以外にも通知の送付手段はありますが、IB はこれら一切の手段は推奨していません。オプションの一つである、IB の緊急用アップロードサービス（Contingency Upload Service）の利用は、ePCT システムが不通になる等の万が一のためのバックアップサービスとしてのみ提供されているものです。このサービスでは、ePCT に設定されている各種機能やセーフガードは提供されていないため、その利用は最良の手段とはいえません。しかしながら、もし何らかの理由で当該サービスの利用が必要な場合には、以下のリンクをご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

なお、Fax による IB への書類の送信は決してお勧めできません。しかし、上記いずれのオプションも利用できない状況で、緊急を要する状況に限り、Fax で取下げの通知を Fax 番号 (41-22) 338 82 70 又は (41-22) 338 90 90 まで送信することが可能です。ただし、Fax が正しく受領されたか IB に確認の電話連絡をされることをお勧めします。また、取下げの通知を IB に郵送することも可能ではありますが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い数多くの国における郵便サービスの不安定な現状を踏まえて、こちらも決してお勧めできません。

国際出願に係る IB との通信

IB は、別途案内があるまで紙媒体と Fax による書類の送付を休止しています。そのため、一件書類に係る出願人又は代理人の電子メールアドレスを IB に知らせ、取下げの確認通知を電子メールで送付できるようお願いします。まだ電子メールアドレスを IB に知らせていない場合には、IB 宛（pct.eservices@wipo.int 又は pct.infoline@wipo.int）まで、電子メールで通信連絡用の電子メールアドレスをお知らせ下さい。又は WIPO (PCT) カスタマーサービスの“Contact Us” ページを利用して、以下のリンクから電子メールをお知らせ頂くこともできます。

<https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=pct>

PCT ユーザの皆様が IB に連絡を行う際には、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行している現状を踏まえ、できれば ePCT 経由で、全て電子手段で行って下さるようお願いいたします。IB との電子的通信手段に関する情報は、以下のリンクに掲載されています。

https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/communication.html

なお、ePCT の利用に関して必要な支援や詳細については、以下のリンクから、PCT 電子サービス(PCT eServices)のお問い合わせをご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=769>

また、個別の出願に関するご質問は、その出願を担当する PCT オペレーションチームに、できれば ePCT Message 機能を使ってお問い合わせ下さい。当該機能により、担当するチーム宛に即時にメッセージが送付されます。当該機能の使用には、ePCT での出願のアクセス権や高度な認証を設定して ePCT にログインする必要はありません。詳細は、以下のリンクの PCT 電子サービス(PCT eServices) ヘルプページに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=536>

各チームへの連絡用の電子メールや電話番号は、該当の国際出願に関連して IB が発行する様式にも記載されています。又は以下のリンクから、ルックアップツール（PCT 出願の担当チームの連絡先の検索）をご利用下さい。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml>